

ち出すべきである。

四、その他、物品管理法の制定（昭和三十一年五月）にもなる、図書館資料の問題、すなわち図書消耗品扱いについての館界の強い要望があったが、放置しておく事態は一層きゅうくつになりそうである。また強力なラジオ・映画等の商業マスコミに対する対策、ベストセラーをねらう商業的出版傾向の濁流の中で読者の大衆化を図ることは

第二節 県立図書館の活動をどう進めたか

県立図書館が各方面よりの強い要望に対し昭和三十二年予算の限られた規模においてなやみながらも歩みつつけてきた姿を次に述べる。

一、県立図書館庁舎の建築と体制の整備
多年の願望であった県立図書館がいよいよ福島市松木町一番地に建築されることになった。同時に現存する市公会堂、公民館等は移築取壊して同敷地内に福島市があらたに、市公会堂、公民館を建築する。ともに昭和三十三年に着手している。図書館が学術文化の向上のための施設として、また図書館法第三条に示された奉仕活動の拠点として、建築と相まって図書館業務の分析と編成、蔵書と利用者層の分析と対策、分館、配本所、移動図書館のサービス網等に再検討を加え、年次計画的にこれが体制の整備を期していききたい。

いかにすべきか。これら図書館界は解決すべき多くの課題に直面しているが、結局図書館法の改正に集約される面が多い。そして図書館法改正のためには、その背景に図書館についての総合計画（ナショナルプラン）が存在することが望ましい。

以上であるが、いまや図書館界は広い視野に立って全館種を総合した全体計画をもつことの必要にせまられている。

二、県立図書館としての使命の適正化

県立図書館の一つの大きな使命は、単なる公共の通俗図書館であるばかりでなく、県内唯一の公共の参考図書館として広く深く図書館資料の積極的収集保存を図らねばならない。換言すれば県営のいわゆる文化財の総合的収集保存センターでなければならぬ。然るに当館の現状は正しく世人の評の通り依然として福島市立図書館の相称を呈している。図書館資料の面のみに限定しても特にその観を余儀なくされている。すなわち一般専門図書・参考図書・郷土資料等の大幅な充実強化を図らねばならぬゆえんである。

三、県内全地域に対する図書館奉仕

県立図書館が県費運営の公共図書館であるかぎり、県内全域に図書館サービスをおよぼすべきは当然であるので、分館

および貸出文庫、自動車文庫の充実を図っていききたい。

四、青少年巡回文庫の実施

青少年の健全な発達をはかるため主として読書に恵まれない地域を対象として、青少年巡回文庫を開設し、県教委事務局を通じて県教委事務局出張所に連絡の上、八十箱を編成して出張所に送付し、読書グループの育成と青少年団体活動の促進に資していききたい。

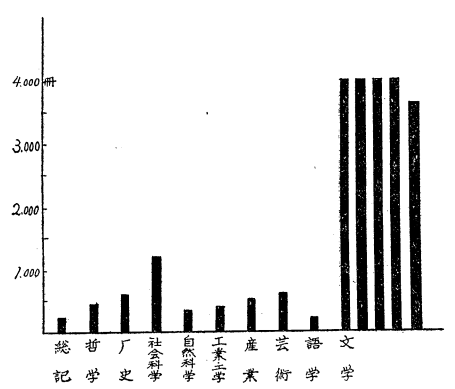
五、館内奉仕活動

奉仕の重点をどこにおき、どのような活動をしたか。

公共図書館の性格上、利用者の主体は常に一般成人に求めるべきである。

県立図書館においても依然として学生利用者が圧倒的に多い現状にかんがみ今年六月から八月にかけて、本館所在地居住の一般成人が、どのような読書生活を営み図書館に対してどんな関心を示しているかについての実態調査を各職種別五百名を対象に実施した。その集計と評価にもとづき公共図書館利用者層の分析と対策を究明した結果

県立図書館内奉仕係の在り方としては奉仕の重点を左記事項



項におき、地域住民の健全なる読書によって、地域の文化向上、産業振興、生活改善等に役立つ関係資料を整備し万全を期すようにつとめていく、今年には第一回の試みでその成果はむしろ今後の努力如何にある。

(1) 館外閲覧者の吸収拡大をはかる
各種資料の収集、蔵書構成に再検討を加え、つとめて一般成人の求めに応ずるごとく受入態勢を整え、また貸出手続きの簡素化を検討中である。

(2) 参考事務（読書相談）の拡充強化
県下全般にわたる産業界発展のため生産増強、生活の合理化等に寄与する図書資料の紹介、これら関係事項の調査、各種文献のあっせん等口頭・電話・文書による依頼に応ずるため、参考係の利用普及につとめた結果、文書による依頼件数だけでも今年には昨年より二十四件増加し、県内・県外は勿論、